

生保裁判連

第三八号 二〇〇九年二月発行
発行 全国生活保護裁判連絡会
事務局 つくし法律事務所
(〇七五一一四一一三三四)



12月24日「年越し電話相談会」

全国各地で電話が殺到!

弁護士 舟木浩

昨年12月24日、全国生活保護裁判連絡会を含む16団体の共催で、フリーダイヤル(0120-110104、「い・い・お・と・し」)を用いた「年越し電話相談会」が実施された。「明るいクリスマスと正月を」と呼びかけ、全国20か所の会場で、弁護士、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士、労働組合関係者などの協力体制のもと、相談を受け付けた。

この企画は、もともと、役所の仕事納めから仕事始めまでの期間が12月27日から1月4日までの9日間にわたることを受け、生活に困っている人たちが安心して新年を迎えられるようにと企画されたものである。電話相談の実施に向けて主なメンバーが最初に集まって議論したのは昨年10月13日であった。その後、何度か議論が重ねられ、最終的には、生活保護、労働、多重債務、住まいなど生活困窮に関する様々な相談を受け付け、相談日の翌日ないし翌々日に生活保護の申請同行や債務整理の受任通知の発送等を行う具体的な解決に結びつける問題解決型の相談会と位置づけられた。ただ、相談会が近づくにつれ、非正規雇用の雇用情勢は急速に悪化し、「派遣切り」や「雇止め」が社会問題化していった。その過程では、全国各地をきめ細かな支

援体制で網羅することが困難な支援者側の実情を考慮しながら、相談会場や電話回線を増やすことも議論された。しかし、議論の結果、次回以降の年越し相談会の実施も見据え、相談を受け付けたものの支援者が動けない「看板倒れ」の事態を避け、「受け付けた相談にしっかりと対応する」ことに重点が置かれた。

今回の「年越し電話相談会」で相談を受け付けた件数は、全国で約1700件に及んだ。そのうち緊急を要すると判断された100件以上の相談で生活保護申請の支援が行われた。しかし、つながりなかつた電話を含めると、コール件数は全体で約2万件あった。相談を受け付けることのできた件数は、実際には、全体の1割以下にとどまったのである。

相談内容は、地域ごとに若干ばらつきがあったが、「派遣切り」の多い名古屋では労働に関する相談が集中した。「所持金が数十円しかない」といった悲痛な相談が多数寄せられ、非正規労働者に対してセーフティネットが機能していない実態が改めて浮き彫りとなった。そして、このような深刻な実態が、年末年始の日比谷公園における「年越し派遣村」の実施につながっていったのである。これから年度末に向け、さらに雇用情勢が悪化していくと言われ

「面」として生活保護行政の点検を 「貝塚市生活保護問題調査報告書」発行



大阪市大 木下秀雄

昨年2月に大阪の各種団体が集まって、貝塚市の生活保護行政の問題点を解明するために調査を行いました。その経過と分析、関係資

料をまとめた報告書「一人ぼっちじゃない、仲間がいる——当たり前の生活保護制度運用をめざして」を10月に発行しました。是非、皆さん、活用していただくようお願いしたいと思えます(1冊1000円)。リーマンショックをある意味口実にした「派遣切り」「期間工切り」という雇用へのしわ寄せが大問題化しています。これに対して、周知のように「年越し派遣村」の取り組みによって、最後の受け皿としての生活保護制度活用が一つの社会的焦点となつています。2009年3月の、「年度末」には、さらに大きな「雇用不安」が起こることが予想されます。これに対して、雇用の確保責任を企業に求め、職業紹介責任を職安行政に求めるとともに、最後の受け皿としての生活保護のまともな運用が改めて大きな社会問題とならざるを得ないと思われまます。

その際、これまでの各自治体の生活保護行政の改善を求める運動を、これまでとはまったく違う規模と構えの取り組みを行なう必要があるでしょう。そうした現在の課題から見ても、昨年の本調査活動から生活保護行政改善に向けた運動のポイントがいくつかあると思えます。

一つは、自治体の生活保護行政全体を丸ごと調査、分析し、改善するよう働きかけよう、と言う取り組みの重要性です。私たちの調査活動自体、周知の2007年10月の北九州市の生活保護行政全国調査団の経験から学んだものです。つまり、個別の窓口対応の違法性・不当性を指摘して改善を求める、と言ういわば「点」を対象とするのではなく、「面」として当該自治体の生活保護行政を全体として捉え、実態の調査・分析を行い、改善を求めていく、と言う活動が特に重要であると考えたのです。

この報告書を読んでいただければ分かるように、当該自治体の保護率

の変化、相談と申請の比率の変化、受給者の中の母子世帯の比率の変化、あるいは、「辞退による保護廃止」件数を明らかにすること等等、保護行政の動向を全体として把握することで、当該自治体の生活保護行政の問題点が明らかにすることが重要です。そうした計量的分析と、当事者の方の具体的な訴えを踏まえて、当該自治体の生活保護行政の問題点を分析し、改善点を提起する活動を各地域で実施することが求められています。

二つには、本調査では、調査対象の自治体の職員労働組合との連携を追求しました。もちろん、さまざまな条件の下で簡単なことではないが、保護行政を担っている自治体労働者自身が、派遣切りなどの貧困の原因が社会的なものであることを理解し、それに対する最後の受け皿としての生活保護をまともに実施することは、保護申請者・被保護者の方の人権と生活を守ることに必要であるとともに、地域社会を守ることに必要である、と言う認識を持つようになることが極めて重要です。保護行政を担う自治体労働者自身が代わる必要があります。本調査では、その点で、関係者の努力と、さまざまな条件の下で、一定の成果があった、と思えます。

本調査は、そうした意味で、各地自治体労働者、あるいはこれから年度末の派遣切りなどの雇用問題と取り組もうとしておられる労働組合関係者や、自治体議員の方にも是非読んでいただきたいと思えます。申し込みは、下記までよろしくお願います。

〒596-0004 大阪府岸和田市加守町4丁目30-5 新川司法書士事務所
TEL 072-4444-9931
FAX 072-4444-9932



えっ!? 日本でも生活保護が5年で打ち切りに?

「アメリカ「福祉改革」の悲劇に学べ!

花園大学 吉永純

昨年12月21日に東京・法政大学で、UCR(カリフォルニア大学リバーサイド校)からエレンリース先生をお呼びして、アメリカ「福祉改革」の悲劇に学ぶ集会が開かれ、200人が参加し、充実した議論が行われました。アメリカの現実から見て、知事会・市長会が提案している稼働年齢層の生活保護を5年に限定する有期保護がけつして許されなことが確認されました。

1 生活保護「有期化」の内容と背景
いうまでもなく、現行の生活保護では、困窮状態が続く限り生活保護が利用できます。これに対して、知事会・市長会の提案(2006年10月「新たなセーフティネットの提案」は、働ける年齢層(18歳以上64歳まで)に対する生活保護の適用期間を原則として最大5年間に制限するものです。つまり、生涯に5年間しか生活保護を利用することができなくなるのです。提案では、その他に、生活保護世帯の4割強を占める高齢世帯を生活保護から分離し、別の生活保障制度を設けること、生活保護すれすれのボーダーライン層が生活保護への移行を防止する就労支援制度(但し、いづれも生活保護水準は現行最低生活費より低くする)などを提案しています。

2 有期保護制度の問題点
しかし、この有期保護制度は、明らかに憲法に違反し生活保護を空洞化するものです。
憲法25条はすべての国民に生存権を保障しています。また、生活保護法2条では、困窮に至った原因を問わず保護利用を認める無差別平等の原理が規定されています。困窮状態が続く限り保護は利用できるのです。過去の利用期間による限定や、あらかじめ利用期間を5年に制限するというようなことは憲法や生活保護法では認められません。最後のセーフティネットが期限付きということは有り得ないのです。

また、5年に制限する実証的な根拠も示されていませんし、雇用の状況は5年に保護を制限することとを容認する状況にはまったくありません。国が取り組んでいる就労支援事業でいったんは就職したものの最低生活費を上回る収入が得られないために引続き生活保護を利用している人が8割にも上っています(2008年1月1日「読売新聞」)。すなわち、現在のよう「派遣」や「期間工」などが労働者の3分の1を占める雇用状況では、生活保護を受けずに生活しようとしても、生活保護水準を超える生活の目的はなかなかたないのです(いわゆるワーキングプアにならざるを得ない)。ワーキングプアが多くを占める母子世帯の年収は213万円(月17万8千円)にとどまり(一般の子持ち世帯の平均年収の約3割)、この収入で子どもを平均1.6人育てています。日本の母子世帯は世界でもよく働いており8割以上が働いているのですが、低賃金のためこの収入にとどまらざるを得ないので、また、社会の競争激化の中で、精神的な疾患を理由に生活保護を利用する人が多数いますが、そうした病気の方にとつて利用期間をあらかじめ制限することは、かえって病気を悪化させることにもつながります。

3 アメリカでの「有期化」がもたらした状況
(一) 追隨するには最悪のモデル
実は、有期保護制度はアメリカの制度を真似たものです。アメリカでは、日本の生活保護に当るAFDC(要扶養児童家庭扶助。日本の児童扶養手当に似ている)が、受給者数の増加から、1996年に廃止され、TANF(貧困家庭一時扶助)が導入されました。TANFは生涯の受給期間を5年に限定するもので、「有期保護」のモデルとなつて受給者には実に68%も減りました。これは好況の影響が大きいためとも言われていますが、追跡調査によれば、元受給者の母親のうちおよそ60%が、ほとんどが低賃金で不安定なパート・タイムの雇用のために、依然として貧困のうちに暮らしているというのです。つまり、福祉から追い出され貧困のまま放置されているのが実状なのです。

2 有期保護制度の問題点
しかし、この有期保護制度は、明らかに憲法に違反し生活保護を空洞化するものです。
憲法25条はすべての国民に生存権を保障しています。また、生活保護法2条では、困窮に至った原因を問わず保護利用を認める無差別平等の原理が規定されています。困窮状態が続く限り保護は利用できるのです。過去の利用期間による限定や、あらかじめ利用期間を5年に制限するというようなことは憲法や生活保護法では認められません。最後のセーフティネットが期限付きということは有り得ないのです。

また、5年に制限する実証的な根拠も示されていませんし、雇用の状況は5年に保護を制限することとを容認する状況にはまったくありません。国が取り組んでいる就労支援事業でいったんは就職したものの最低生活費を上回る収入が得られないために引続き生活保護を利用している人が8割にも上っています(2008年1月1日「読売新聞」)。すなわち、現在のよう「派遣」や「期間工」などが労働者の3分の1を占める雇用状況では、生活保護を受けずに生活しようとしても、生活保護水準を超える生活の目的はなかなかたないのです(いわゆるワーキングプアにならざるを得ない)。ワーキングプアが多くを占める母子世帯の年収は213万円(月17万8千円)にとどまり(一般の子持ち世帯の平均年収の約3割)、この収入で子どもを平均1.6人育てています。日本の母子世帯は世界でもよく働いており8割以上が働いているのですが、低賃金のためこの収入にとどまらざるを得ないので、また、社会の競争激化の中で、精神的な疾患を理由に生活保護を利用する人が多数いますが、そうした病気の方にとつて利用期間をあらかじめ制限することは、かえって病気を悪化させることにもつながります。

3 アメリカでの「有期化」がもたらした状況
(一) 追隨するには最悪のモデル
実は、有期保護制度はアメリカの制度を真似たものです。アメリカでは、日本の生活保護に当るAFDC(要扶養児童家庭扶助。日本の児童扶養手当に似ている)が、受給者数の増加から、1996年に廃止され、TANF(貧困家庭一時扶助)が導入されました。TANFは生涯の受給期間を5年に限定するもので、「有期保護」のモデルとなつて受給者には実に68%も減りました。これは好況の影響が大きいためとも言われていますが、追跡調査によれば、元受給者の母親のうちおよそ60%が、ほとんどが低賃金で不安定なパート・タイムの雇用のために、依然として貧困のうちに暮らしているというのです。つまり、福祉から追い出され貧困のまま放置されているのが実状なのです。

4 今本当に求められる生活保護のあり方
このような有期保護制度の導入が許されないことは言うまでもありません。しかし、昨年9月には経済財政諮問会議も有期保護制度を提言しており、この制度についての有力団体の執着は根深いものがあります。
しかし、年末年始の派遣村にも示されたように、いま生活保護に求められているのは、働ける年齢層への迅速かつ機動的な生活保護の適用であり、必要なときには、必要な期間だけ、活保護を適用して生活の安定をはかることであり、最初から期間を限定して利用を制限するようなことではありません。セーフティネットをしつかりさせた上で、派遣労働などの不安定労働を無くし、人間らしい労働を保障して、普通に働けばまともな生活ができるようにしていかなければならないのです。

もつとも驚くべきことは、ホームレスや家族崩壊の増加を招いているということ。州の調査では5%から8%の元福祉受給者がホームレス・シエルターにたっています。

